

# 令和5年 鱒ヶ沢町農業委員会 第11回定例会総会会議録

令和5年11月10日（金）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 11名

1番	木村 賢一	12番	工藤 文信
2番	長谷川 貴輝	13番	對馬 孝
3番	大谷 大樹	14番	工藤 清
4番	木村 優仁		
5番	今 仁司		
8番	三上 三樹		
9番	佐藤 松子		
11番	工藤 修二		
6番	神 秀穂	7番	神 文人
10番	木村 暢子		

事務局	1. 開会 ただ今より令和5年第11回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中11名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を5番の今仁司委員、12番の工藤文信委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

<p>事務局</p>	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和5年10月17日 令和5年度 農業委員会事務局長会議 場 所：青森市「青森県観光物産館アスパム」6階 八甲田 出席者：事務局（千島）</p> <p>報告第2号 令和5年9月26日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：鱒ヶ沢町大字中村町字下栄山地内 出席者：今仁司委員、佐藤松子委員、三上一雄推進委員 事務局（工藤、齋藤）</p>
<p>議長</p>	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第39号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第40号 鱒ヶ沢町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について</p> <p>以上3議案を上程致します。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案第38号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは議案第38号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。</p> <p>番号29番 農地の所在 大字中村町字下栄山177 地 目 登記、現況ともに田 面 積 2,351㎡ 外1筆、合計面積は2,410㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 知人間による売買です。</p>

事務局

番号 30 番  
農地の所在 大字北浮田町字今須 154-58  
地 目 登記、現況ともに畑  
面 積 5,143 m<sup>2</sup>  
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。  
知人間による贈与です。

番号 31 番  
農地の所在 大字建石町字石神 47-1  
地 目 登記、現況ともに田  
面 積 2,181 m<sup>2</sup>  
外田 2 筆 田 2,181 m<sup>2</sup>、畑 7,979 m<sup>2</sup> 合計面積は 10,160 m<sup>2</sup>  
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。  
知人間による売買による売買です。

このことについて、資料 4 頁をごらんください。  
法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。  
番号 29 番については、当該申請地は稲作の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。

番号 30 番については、当該申請地は自己保全管理している農地であり、所有権移転後においては大豆等の耕作を行い管理する計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 31 番については、当該申請地は稲作の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお 10 月 24 日に今 仁司委員、佐藤 松子委員、三上 一雄 推進委員、事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

それでは議案第 38 号について審議に入ります。  
議案第 38 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 38 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 38 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案どおり承認することに決定しました。

議長

続きまして議案第39号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、5頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m <sup>2</sup>
	畑	0 m <sup>2</sup>
	樹園地	0 m <sup>2</sup>
	計	0 m <sup>2</sup>

2. 利用権設定

再設定	1件	13,515 m <sup>2</sup>
新規	3件	12,618 m <sup>2</sup>
計	4件	26,133 m <sup>2</sup>

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
3年から5年契約	2筆	13,515 m <sup>2</sup>
6年から9年契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
10年以上の契約	6筆	12,618 m <sup>2</sup>
計	8筆	26,133 m <sup>2</sup>

貸手・借手内訳

貸手農家	4名
借手農家	4名

地目別面積

田	26,133 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	26,133 m <sup>2</sup>

3. 総地目別面積

田	26,133 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	26,133 m <sup>2</sup>

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m <sup>2</sup>
---	------------------

畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	0 m <sup>2</sup>

事務局

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号159

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字駒ヶ淵157番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,318 m<sup>2</sup>

外1筆、合計面積は1,502 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 20年

賃借料 10a当り1俵半(玄米)で契約しております。

番号160

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町町字上山ノ井3番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4,481 m<sup>2</sup>

外2筆、合計面積は5,213 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号161

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋前田207番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,903 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号162

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野174番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4,453 m<sup>2</sup>

外1筆、合計面積は13,515 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

事務局

期 間 5年  
賃借料 全部で150,000円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第39号について審議に入ります。  
議案第39号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第39号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第39号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第40号、鯉ヶ沢町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について事務局に説明を求めます

事務局

議案第40号 鯉ヶ沢町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について、資料8頁をご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改定により、営農累計別の農業経営規模等に関する指標が変更になったことにより、鯉ヶ沢町農地移動適正化あっせん基準細則の改正が必要になりました。今回の改正について説明をいたします。

別表第1 基準経営面積 2.60haを3.28haへ改正

別表第2 水稲+小麦+作業受託(水稲刈取、乾燥調製)32.5haを20.0haへ改正

水稲+大豆+作業受託(水稲刈取、乾燥調製)32.5haを20.0haへ改正  
水稲+果樹を(りんご)を追加 11.0haを3.8haへ改正

① 水稲+野菜(トマト)5.2haを①水稲+野菜(トマト)5.2haへ改正

② 稲+野菜(メロン、スイカ、ながいも)8.8haを② 稲+野菜(メロン、スイカ、ながいも)のながいもを削除し5.2haへ改正

③ 水稲+野菜(アスパラガス、ニンジン)12.3haを③水稲+野菜(アスパラガス、ニンジン)8.2haへ改正

議長

それでは議案第40号について審議に入ります。  
議案第40号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第40号について原案のとおり

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第40号、鯉ヶ沢町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について、原案どおり承認することに決定しました。</p>
	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和5年第11回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の総会は12月11日(月)午前10時に開催予定。</li> </ul> <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 今 仁 司</p> <p style="text-align: right;">" 工 藤 文 信</p>